



令和4年度 埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金 [CO₂排出削減設備導入事業]

緊急対策枠

民間事業者向け

脱炭素社会の実現に向けて、中小企業等の高効率設備への更新など、CO₂排出削減設備の導入費用の一部を補助します



1. 事業概要

原油高対策

×

脱炭素

申請受付期間

【郵送（一部メール）】 8月22日（月）～12月23日（金）

先着順

対象事業・補助率等

※ 予算に達し次第、受付終了

【対象事業】 ①高効率省エネ設備への更新

[例] 空調設備・ボイラー・コンプレッサー等（照明設備は対象外）
（既存設備は10年以上使用していると認められる設備であること）

②再エネ設備の導入（自家消費）

[例] 太陽光発電設備、再エネ設備と組合せた蓄電池等（新規可）

③CO₂排出量の少ない燃料等を使用した設備への更新等

[例] ボイラーの都市ガスやLPG等への転換・ヒートポンプ化等

【補助率】 2/3 以内 【補助上限額】 500万円

2. 補助対象事業所

民間事業者*が所有又は使用する埼玉県内の事業所

※ 民間事業者とは、埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主をいいます。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日条例98号）第2条の規定に基づく中小企業者に限ります。

3. 対象経費

【補助対象経費】

設備費… 設備費、必要不可欠な付属機器

工事費… 労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費 等（補助対象事業を行うために不可欠な工事の費用）

【補助対象外経費】

撤去費、移設費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、消費税及び地方消費税 等

【申請先】 CO₂排出削減設備導入事業事務局（株式会社日本旅行）（委託事業者）

〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町4-129 大栄ツインビルN館5階
E-mail saitama_co2hojokin@nta.co.jp

【問い合わせ先】 埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話 048-830-3021

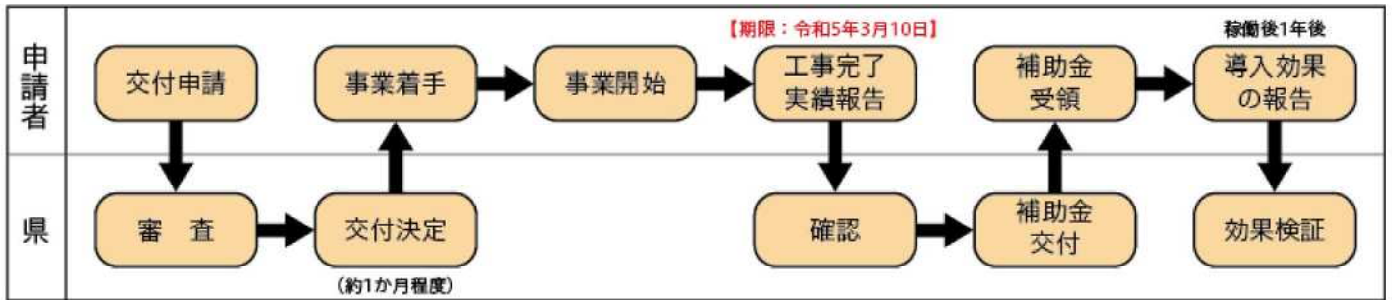
E-mail a3030-04@pref.saitama.lg.jp

※詳細は県HPをご確認ください。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/co2hojo-kinkyutaisaku.html>



4. 事業フロー



5. 審査・選定

- 先着順（予算に達し次第、受付は終了となります）

6. 留意事項

- 補助金の交付決定前に**補助対象事業に着手（工事発注含む）してはならない**ものとします。
- 申請対象は、補助対象経費30万円以上（補助額20万円以上）の事業です。
- 法人県民税・法人事業税（個人事業主：個人県民税・個人事業税）の滞納がないことが条件です。
- 実績報告書の提出期限は、**令和5年3月10日（金）**です。
実績報告までに施工業者への支払いが必要です（原則、金融機関での振込）。
- 国や他自治体等の補助金との併用はできません。

※半導体不足により納期に時間がかかる機器があります。見積業者にご確認のうえ余裕を持った工期となるようご計画ください。
また、交付決定となった場合、速やかな発注となるようご準備ください。

7. 申請書提出にあたって

- 申請受付期間に正本1部を郵送・電子メールにより提出してください。

8. 申請書類

- 申請書（省エネ計画書を含む）
- 見積書（2社以上）
- 導入機器のカatalog等（必要に応じてエネルギー使用量の分かるシミュレーション等）
- 図面（全体配置図）
- 登記事項証明書（個人事業主：営業届出済証明書）
- 法人県民税・法人事業税の滞納がないことの証明書（個人事業主：個人県民税・個人事業税）
- 決算報告書の写し 等

申請書類を簡素化しました

※詳細については県HPをご確認ください。

埼玉県制度融資のご案内（本補助金との併用が可能です）

埼玉県環境みらい資金融資



設備投資促進資金
【エネルギー対策特例】



省エネを進めたい方は
省エネ診断（無料）を
ご利用ください

